明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○審査専門委員に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**一〇）　一
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（**財務・農林水産・経済産業**三）　四
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（**財務・経済産業**一）　九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**九七五）　二
○肥料を登録した件（**同**九七六、九七七）　五
○保安林の指定をする件（**同**九七八～九九一）　九
○保安林の指定を解除する件（**同**九九二～九九七）　一三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**九九八～一〇一一）　一三
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二五、二六）　一七
〔**人事異動**〕
海上保安庁　二三
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収に関する公告、建設業の許可の取消処分関係　三三
裁判所
破産、免責関係　三五
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四二
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　五二

規則

○**国家公安委員会規則第十号**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第六条第二項及び第三十七条第二項の規定に基づき、審査専門委員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月十四日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

審査専門委員に関する規則の一部を改正する規則

審査専門委員に関する規則（平成三年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。